

ETCカード特約（個人用）

条文		改定後	改定前
第8条（会員保障制度）	第3項	<p>3.次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（1）会員の故意又は重大な過失に起因する損害。なお、会員がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものとみなします。</p> <p>（2）損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>（3）会員の家族・同居人・ETCカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>（4）会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>（5）紛失・盗難又は被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p><u>（6）会員が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p> <p>（7）前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>（8）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>（9）ETCマイレージサービスを利用する会員のマイレージサービスのポイント及び還元額（無料通行分）残高の減少により生じた損害</p> <p>（10）その他本特約及び会員規約に違反する使用に起因する損害</p>	<p>3.次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（1）会員の故意又は重大な過失に起因する損害。なお、会員がETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものとみなします。</p> <p>（2）損害の発生が保障期間外の場合</p> <p>（3）会員の家族・同居人・ETCカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合</p> <p>（4）会員が本条4項の義務を怠った場合</p> <p>（5）紛失・盗難又は被害状況の届けが虚偽であった場合</p> <p>（6）前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</p> <p>（7）戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>（8）ETCマイレージサービスを利用する会員のマイレージサービスのポイント及び還元額（無料通行分）残高の減少により生じた損害</p> <p>（9）その他本特約及び会員規約に違反する使用に起因する損害</p>
第12条（再発行）	第1項	<p>1.ETCカードの再発行は、<u>当社所定の方法で届出を行い</u>、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>1.ETCカードの再発行は、<u>当社所定の届出を提出していた</u>き当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
ETCシステム利用規程	-	ETCシステム利用規程にリンクするQRコードとURLを掲載	利用規定全文掲載
ETCシステム利用規程実施細則	-	ETCシステム利用規程実施細則にリンクするQRコードとURLを掲載	利用規定実施細則全文掲載